附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。ただし、第一条中建築士法施行規則第六条の二の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条の規定による施行前に行われた一級建築士試験に合格した者に対するこの省令による改正前の建築士法施行規則第一条の四第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日前に行われた直近二回の一級建築士試験のうちいずれかの一級建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの省令による改正後の建築士法施行規則第十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

○環境省令第十二号

自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

環境大臣　小泉進次郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　原生自然環境保全地域（第一条―第六条） 第二章　自然環境保全地域（第七条―第三十一条） 第二章の二　沖合海底自然環境保全地域（第三十一条の二―第三十一条の八） 第三章　雑則（第三十二条―第三十七条） 附則	目次 第一章　原生自然環境保全地域（第一条―第六条） 第二章　自然環境保全地域（第七条―第三十一条） （新規） 第三章　雑則（第三十二条―第三十七条） 附則
第一章　原生自然環境保全地域 （原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書） **第一条**　自然環境保全法（以下「法」という。）第十六条第二項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業（以下この章において「保全事業」という。）の執行の協議の申出は、次に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。 一～七　（略） 2　前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。 一～四　（略） （原生自然環境保全地域内における行為の許可申請書） **第二条**　法第十七条第一項ただし書の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一～四　（略） 五　行為地及びその付近の状況 六・七　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。 一　（略） 二　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真 三　（略） 四　行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面	**第一章**　原生自然環境保全地域 （原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書） **第一条**　自然環境保全法（以下「法」という。）第十六条第二項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業（以下この章において「保全事業」という。）の執行の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。 一～七　（略） 2　前項の協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。 一～四　（略） （原生自然環境保全地域内における行為の許可申請書） **第二条**　法第十七条第一項ただし書の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一～四　（略） 五　行為地及びその附近の状況 六・七　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。 一　（略） 二　行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真 三　（略） 四　行為終了後における行為地及びその附近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面